

部長及び参事官

殿

所 属 長

生 企 発 第 337 号

(地域、生環、刑企、捜一、交企、交指、
交規、高速、備一、備二、機動)

平成28年3月29日

10年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】 令和元年12月25日生企発第863号、令和3年2月16日生企発第101号、
令和5年3月23日生企発第203号

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領の制定に
ついて(通達甲)

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務に関し「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領の制定について(例規)」(平成18年1月13日生環発第21号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該運搬の事務に関し別添のとおり、「放射生同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りがないようにされたい。

別添

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「府令」という。)の規定に基づく公安委員会の事務のうち、高知県公安委員会事務警察本部長専決規程(昭和42年12月公安委員会規程第1号)及び部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)により、本部長又は生活安全企画課長の専決事務とされたものについて、その取扱手続等必要な事項を定めるものとする。

第2 届出の受理

- 1 生活安全企画課長は、法第18条第5項(法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)の運搬の届出を受けたときは、届出者と面接して、府令別記様式第1の放射性同位元素等運搬届出書(以下「届出書」という。)の記載事項等について確認した上、本部長に報告するものとする。
- 2 1の定めは、放射性同位元素等の出発地を管轄する都道府県公安委員会(以下「出発地公安委員会」という。)を経由して届出書が提出された場合について準用する。
- 3 生活安全企画課長は、放射性同位元素等の運搬経路又は到達地が他の都道府県公安委員会の管轄にわたるときは、府令第2条第2項の規定に基づき当該都道府県公安委員会に届出書を提出するものとする。
- 4 車列を編成して放射性同位元素等を運搬する場合の届出書は、1車列ごとに提出させるものとする。
- 5 届出の受理に際しては、法第18条第2項の規定による国土交通大臣若しくは登録運搬方法確認機関又は原子力規制委員会若しくは登録運搬物確認機関の確認を受けているかどうかについて審査するものとする。
- 6 生活安全企画課長は、本部長が運搬に支障がないと認めたときは、届出書2通のうち1通に「届出を受理した」旨及び「公安委員会名」を記載して公安委員会印を押印の上、これを届出者に交付するものとする。
- 7 本部長は、運搬の届出の報告を受けるに当たって、運搬経路の特殊事情等から災害等を防止するため必要があると認めたときは、届出者に対し運搬経路、日時等を変更するよう指導するものとする。

- 8 運搬中は、届出書及び第4の1に定める放射性同位元素等運搬指示書を携行するよう指導するものとする。
- 9 運搬開始後に大幅な予定変更が生じたとき、運搬中に事故が発生したとき、運搬が終了したとき等は、速やかに生活安全企画課に連絡するよう指導するものとする。

第3 届出書の記載事項の変更

- 1 届出書提出の後、当該届出書の記載事項に変更が生じた場合は、改めて届出書を2通提出させるものとする。
- 2 届出書の記載事項の変更により取り扱うかどうかの判断は、最初の運搬の届出と基本的同一性があるかどうかによることとし、また、運搬予定日が2週間以上遅れる場合には、新たな届出書を提出させるものとする。
- 3 生活安全企画課長は、運搬開始日又は運搬開始時刻が執務時間外である場合において、運搬開始直前に届出者側の緊急やむを得ない事情により届出書の記載事項に変更が生じたときは、届出者から出発地、通過経路及び到達地を管轄するそれぞれの府県警察本部の当直責任者に対して口頭により連絡をさせ、届出者に対して事後速やかに書面による届出を行うよう指導するものとする。

第4 指示書の作成等

- 1 本部長は、放射性同位元素等の運搬に伴う放射線障害を防止して公共の安全を図るため、必要があると認めたときは、府令第3条第1項各号に掲げる事項について、府令別記様式第2の放射性同位元素等運搬指示書(以下「指示書」という。)を作成し、届出者に交付するものとする。
- 2 1の定めは、放射性同位元素等の運搬経路又は到達地を管轄する他の都道府県公安委員会による本部長を通じて行う指示について準用する。
- 3 生活安全企画課長は、届出者に対し、交付された指示書の内容を運搬従事者に周知徹底するよう指導するものとする。
- 4 本部長は、指示書の作成に当たって必要があると認めたときは、生活安全企画課長又は署長に対し、法第43条の2第1項の規定による立入検査等を実施するよう指示するものとする。
- 5 生活安全企画課長又は署長は、立入検査等の実施を本部長から指示されたときは、速やかに所属職員を指揮して立入検査等を行うよう命じ、その結果を本部長に報告するものとする。
- 6 生活安全企画課長は、届出者に対し指示書が交付される場合において、放射性同位元素等の運搬経路又は到達地が他の都道府県公安委員会の管轄にわたるときは、あらかじめ他の都道府県公安委員会に当該指示書の内容を通知

するものとする。

第5 特殊事情等の意見聴取

- 1 生活安全企画課長は、放射性同位元素等の運搬に際し、災害の予防及び公共の安全を図る目的から県本部地域課長、刑事企画課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長、高速隊長、警備第一課長、警備第二課長及び機動隊長並びに出発地、運搬経路、到達地等を管轄する署長(以下「関係所属長」という。)に対し、運搬日時、運搬経路、運搬物等運搬に関する事項を通知し、関係所属長から運搬経路の交通規制の有無、警衛等の警備事情その他運搬に支障を及ぼすおそれのある特殊事情等について意見を求めるものとする。
- 2 1の定めは、出発地公安委員会を經由して届出書が提出された場合について準用する。この場合において、運搬日時、運搬経路等に変更を求める特殊事情があるときは、その旨を速やかに出発地公安委員会に連絡するものとする。

第6 報告の徴収

生活安全企画課長は、法第42条第1項の規定による報告を次のとおり行わせるものとする。

1 運搬状況の報告

府令第5条の規定による運搬状況の報告は、次の事項について文書で行わせるものとする。

- (1) 運搬従事者に対する安全教育、訓練等の安全管理対策
- (2) 過去の運搬実績
- (3) 将来の運搬計画等

2 事故状況の報告

府令第5条の規定による事故状況の報告は、次の事項について、報告を命じた日から起算して、おおむね10日以内に文書で行わせるものとする。

- (1) 事故の日時及び場所
- (2) 事故の原因
- (3) 容器の状況
- (4) 放射性同位元素等の漏えい程度
- (5) 放射線の測定結果
- (6) 被害程度
- (7) 応急措置等

第7 運搬経路となる道路等の実態把握及び資料の整備

生活安全企画課長は、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務を適

正かつ円滑に行うため、平素から関係所属長と連携を図り、運搬経路となる道路等の状況について実態把握に努めるとともに、第6により徴収した報告に関する資料を整理しておくものとする。

第8 特定放射性同位元素の運搬の届出等に係る措置

生活安全企画課長は、届出があった運搬が特定放射性同位元素に係るものであるときは、警備部門と緊密に連携し、必要な措置を講じるものとする。

第9 簿冊の備付け

生活安全企画課長は、次の簿冊を備え付け、所要の事項を記載して処理の経過を記録しておくものとする。

- 1 別記第1号様式の放射性同位元素等運搬届受理台帳
- 2 別記第2号様式の放射性同位元素等運搬指示書交付台帳

(別記様式省略)